

宣言日 令和6年6月25日



事業場名

東和町森林組合

Safework 向上宣言

◆ 私たちは安全で快適な職場を築くため、宣言します

- 1 伐倒作業による労働災害を撲滅します
※作業前のミーティングで配置・合図・退避場所の確認をする
※立入禁止範囲に当該立木伐倒作業に従事する労働者以外を立ち入らせない
※方向・大きさ共に正確な受け口が作成出来た事を確認してから追い口を入れる
※かかり木処理で禁止作業を行わない
- 2 一人ひとりが「安全を全てに優先」の意識を持ちます
※危険予知活動でリスクを低減してから作業に入る
※作業手順の順守を徹底する
※お互いに声を掛け合い、不注意・不安全行動を防ぐ
- 3 健康に働ける職場をつくります
※作業前のミーティングで当日の体調を確認してから作業に入る
※定期健康診断・特殊健康診断受診後における再検査・健康指導の実施

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「Safework向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。